

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2707号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「港わん局保全管理課の行政ざいさんの空地じょうきょう」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2707号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2707	令和元年12月5日	令和元年12月23日	令和2年1月9日	令和2年2月7日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2707	「港わん局保全管理課の行政ざいさんの空地じょうきょう」（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示 不存在 (作成しておらず、保有していないため)	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2707	<p>《保全管理課の使用許可等に係る事務について》</p> <p>ア 横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「港湾条例」という。）は、横浜市の港湾施設及び国から貸付けを受け、又は管理を委託された港湾施設の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、港湾施設の適切な管理運営を図ることを目的として、港湾条例第4条第1項の使用許可及び港湾条例第16条第1項の占用許可（使用許可及び占用許可を総称して、以下「使用許可等」という。）の港湾施設の使用に関する事、港湾施設の管理に関する事等について定めている。</p>

答申 番号	判断の要旨
2707	<p>イ 本件処分当時、港湾局建設保全部保全管理課（以下「保全管理課」という。）においては、港湾局の他の部の主管に属する港湾施設以外の港湾施設の使用許可等を所管しており、事業者等からの申請に応じて使用許可等を決定する事務を行っていた。</p> <p>ウ 前記イの事務については、令和3年度以降は、港湾局港湾管理部施設管理課が担っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、保全管理課の所掌する行政財産であって、開示請求ときに既に使用許可等がされていない空地に関する行政文書であると解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成する必要がなく保有していないと主張しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 保全管理課の行政財産をふ頭用地と特定した理由について</p> <p>保全管理課において使用許可等を行う市の行政財産は、港湾条例第2条第1項に規定する港湾施設から、国有地及び民有地並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が港湾条例第4条第1項の使用許可を行う港湾施設及び横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）により港湾局の他の部が使用許可等をするものとされている港湾施設を除外したものである。</p> <p>これを前提として、審査請求人が開示を求める「空地」とは、保全管理課が所管するふ頭用地であって、現に使用許可等の対象となっていない部分と解した。ふ頭用地とは、港湾条例第2条第2項で告示される港湾施設のうち、将来的に港湾施設が設置される土地であるが、現に使用許可等の対象となっていないふ頭用地は、横浜市が直接使用している等の特段の事情がない限りは、使用されていない土地といえるためである。</p> <p>そこで、ふ頭用地のうち、現に使用許可等の対象となっていない部分を一覧としてまとめた文書又は図面にした文書を本件審査請求文書として特定した。</p> <p>なお、保全管理課が所管するふ頭用地以外の港湾施設には、ふ頭用地のほかに上屋等の建築物、護岸、運動広場等の緑地があるが、建築物及び護岸は土地ではなく、緑地はスポーツや緑を楽しむための施設として使用されているため、いずれも「空地」とはいえないと解した。</p> <p>(イ) ふ頭用地における使用許可等の判断について</p> <p>実施機関は、ふ頭用地の使用許可等の申請について、「港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱」（平成31年2月25日港湾管一第879号。以下「要綱」という。）第5条に定める審査基準に基づいて使用許可等を行っている。実施機関は、個別の申請について、当該港湾施設の設置目的に反しないか等を審査するほか、他の申請との使用場所や使用期間の重複がないか、現実に使用可能な状況であるかといった点について、過去の使用許可等に係る申請書及び許可書（以下「申請書等」という。）並びに現地を視認することにより確認する。</p> <p>参照すべき過去の申請書等は、港湾情報システムにおいて、ふ頭用地の所在地、会計年度、周辺を使用していることが分かっている事業者名等により検索して特定する。港湾施設は、そのほとんどが横浜市及び国の所有であることから、使用場所ごとに別々の地番が割り振られていない。このため、一つの地番に多くの使用許可等が存在する状況であり、地番だけでは使用許可等に係る使用場所の位置を特定する情報とはいえない。また、使用許可等の対象となるふ頭用地については、あらかじめ区画化して管理しておらず、申請の都度、申請書に添付された図面によって事業者が必要であると図示した範囲について使用許可等を行っている。このため、港湾情報システム上の情報では、ふ頭用地の使用許可等に係る位置を特定することはできない。そして、このような使用許可等をまとめて図面にした文書は作成していないことから、検索によって特定した過去の申請書等が判断に影響する使用許可等であるか否かは、当該申請書等に添付された図面を参照して確認している。</p> <p>使用許可等には、電線を上空に通し、又は地中の配線とするような占用許可もあるから、使用許可等を行うために必要となる情報は、平面的な内容に留まらないものである。また、既存の使用許可等と重複していなくても、駐車スペースとして使用許可をした場所に対し通路となる場所が失われるような別の使用許可等を行わないといった、用途に応じた判断が求められる。</p> <p>これらのことから、使用許可等の判断を行うに当たっては、申請者が指定する所在、面積</p>

答申 番号	判断の要旨
2707	<p>に应じ、その都度既存の使用許可等の内容と個々に照合した上、現場確認を通じて事務を行っており、使用許可等の状況について図面や一覧等を作成することはしていない。</p> <p>(ウ) 使用許可等の申請に関する事前相談について</p> <p>ふ頭用地の空き状況については、使用許可等の判断だけではなく、申請書の提出前に事業者から事前相談を受ける際にも確認することがある。ふ頭用地は、その周辺の港湾施設等を使用する事業者等によって使用又は占用されることが多いため、結果として、使用許可等の申請をする者は、一定の範囲の事業者に限定されている。このため、新規の使用許可等の申請は、通常、周辺の港湾施設等を使用する事業者が、普段目にする現地の状況や関係者からの情報を基にして、空地の存在を探知した上で、具体的に利用を希望する範囲を指定して相談に来る。その場合も、前記(イ)に記載する使用許可等の判断の際と同様に対応している。このため、実施機関においては、空地の状況を示すような資料がなくとも、窓口での対応に支障はない。</p> <p>(エ) 港湾情報システムに登録される使用許可等の情報について</p> <p>前記(イ)の港湾情報システムに、保全管理課に登録している使用許可等の情報は、ふ頭コード、指令番号、使用者コード、使用許可等に係る土地の所在地、使用目的及び面積、使用料区分、使用許可等を受けた事業者の所在地、名称及び代表者名、使用許可等の開始年月日及び終了年月日並びに使用料の単価及び総使用料等である。</p> <p>同システムでは、これらの情報を項目ごとに抽出し、一覧として表示することができる。</p> <p>イ 以上を踏まえ、当審査会は次のように判断する。</p> <p>(ア) 保全管理課における使用許可等は、前記ア(イ)で説明するとおり、あらかじめ区切られた区画を許可するのではなく、事業者が必要であると図示した範囲に対して行われていることから、使用許可等に係る事務処理において、ふ頭用地の空地の状況を正確に把握することは重要であると考えられる。この点について、実施機関においては、申請書等に添付された図面や現場確認により事務を行っているとする説明は、慎重を期す必要があるという観点から首肯できるものである。また、前記ア(ウ)の事前相談においても、当該事務の特性上、概率的に空地状況をまとめる必要が特にないとのことであり、この点に関しても実施機関の説明は不自然、不合理ではない。</p> <p>したがって、実施機関の本件審査請求文書を作成する必要がないとの説明について、特段不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>(イ) 本件審査請求については、空地の状況を整理する目的をもって実施機関が作成した文書ではなくても、既存の使用許可等の状況を示すことにより、同時に空地状況が把握できる文書が存在することも考えられる。実施機関の説明では、使用許可等の状況を確認するために使用する文書として、申請書等並びにこれらの文書に記載された情報のうち一定の項目を登録した港湾情報システム内のデータがあるため、これらについて本件審査請求文書として特定すべきであったかを検討する。</p> <p>(ウ) まず、申請書等について特定すべきであったかを検討する。</p> <p>ふ頭用地の申請書等は、保全管理課の行政財産のうち、使用されているふ頭用地の状況を示す文書である。そこで、ふ頭用地の全ての使用許可等に係る申請書の添付図面と行政財産の範囲を示す資料の照合を行えば、使用許可等がされていないふ頭用地を審査請求人が特定することは、ある程度可能であると考えられる。そして、使用許可等がされていないふ頭用地については、横浜市が直接使用している等の特段の事情がなければ、空地である可能性が非常に高いといえるから、ふ頭用地の申請書等全ては、空地の状況を推察させる情報であるといえる。</p> <p>しかし、実施機関によれば毎年千件超の使用許可等の申請があるとのことであり、これらの大量のふ頭用地の申請書等全てについて、前述のような照合を行うことは不可能ではなくても事実上困難である。しかも、仮に照合を全て行ったとしても空地の状況を正確に示すものではない。</p> <p>したがって、ふ頭用地の申請書等の全てを本件審査請求文書として特定すべきであったとはいえない。</p> <p>(エ) 次に、港湾情報システム内のデータを本件審査請求文書として特定すべきであったかについて、以下検討する。</p>

答申 番号	判断の要旨
2707	<p>前記ア(エ)によれば、実施機関は、港湾情報システム内に使用許可等の一覧を保有しているものと認められる。</p> <p>そこで、当審査会において、同システムの情報登録画面を確認したところ、同システムで管理されている情報のうち、土地の場所や範囲を示す項目は、ふ頭コード、ふ頭名、使用場所及び面積であり、使用場所には市区名、町丁名及び地番が表示されていた。</p> <p>したがって、ふ頭用地に関し、港湾情報システムで使用許可等の一覧表を表示すれば、ふ頭コード別、町丁名地番別の使用許可等の件数と面積を把握することができる。そこで、この一覧表では使用許可等に係る具体的な場所を特定することはできないが、当該地番のふ頭用地の面積から地番ごとの使用許可等の面積の合計を差し引くことで、地番ごとに空地の面積を算出することはできるように思われる。</p> <p>しかし、実施機関によれば、前記ア(イ)の説明のとおり、空中や地下の設備に係る使用許可等があり、また、駐車スペースとして使用許可をした場所に対し通路となる場所は、別の使用許可等の対象とはならないとのことであった。そうすると、港湾情報システムにおける面積の情報は、空地の面積を算出できる情報ではない。</p> <p>よって、港湾情報システム内のデータを本件審査請求文書として特定すべきであったとはいえない。</p> <p>(オ) 以上を踏まえると、前記イ(イ)について、特定すべき文書を実施機関が保有していると考えられる事情はなく、実施機関が本件審査請求文書について保有しているとは認められない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR3.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881